

# 戸田市建築物耐震改修促進計画

## (第2次改定版)

令和6年11月

戸 田 市



## 目 次

第1 計画の位置づけと期間.....	1
1. 計画の位置づけ.....	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の対象.....	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	4
1. 市の地震履歴.....	4
2. 市における地震被害の想定.....	5
3. 建築物の耐震化の現状と目標.....	5
第3 建築物の耐震化の基本的な方針.....	9
1. 住宅.....	9
2. 多数の者が利用する市有建築物.....	9
3. 多数の者が利用する民間建築物.....	10
第4 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	11
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針.....	11
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要.....	11
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	12
4. 地震時の安全対策に係る取組み.....	12
5. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の把握.....	13
6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	13
第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	14
1. ハザードブックの周知.....	14
2. 情報提供の充実及び相談体制の整備.....	14
3. パンフレットなどの作成・配布.....	14
4. リフォームに合わせた耐震改修の誘導.....	14
5. 自主防災会等との連携.....	14
第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	16
1. 関係団体等による協議会の活用.....	16
2. 被災建築物応急危険度判定士の体制.....	16
3. その他.....	16

# 第1 計画の位置づけと期間

## 1. 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年4月1日施行。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災の地震（平成7年1月）による直接的な死者の9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであったことの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定された。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）などの大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。さらに、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されている。

なかでも、南海トラフの海溝型巨大地震及び首都直下型地震の被害想定では、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されている。

また、本市において最も大きな被害を及ぼす想定地震としては東京湾下のプレート境界で発生する東京湾北部地震が挙げられ、市域の広い範囲で震度6強の揺れが発生すると想定されている。

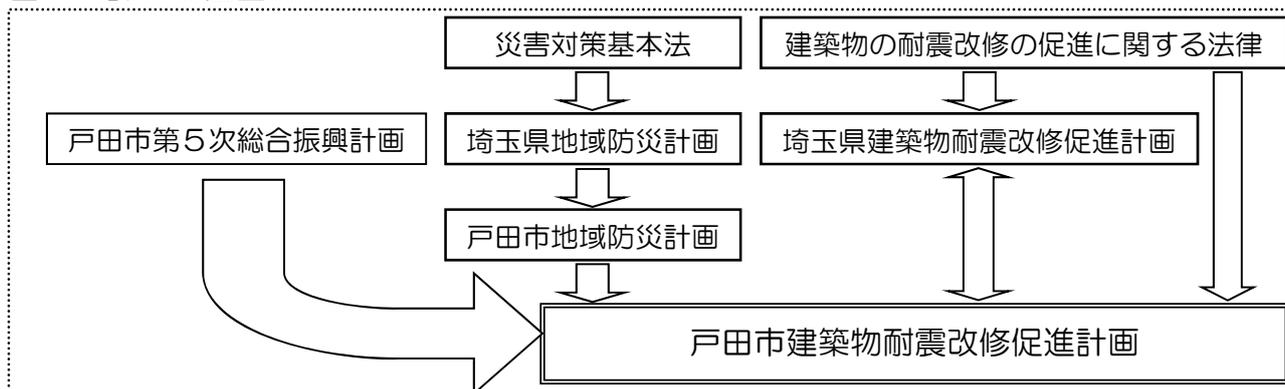
このような震災への対策として、平成18年1月26日に法の改正がおこなわれ、市町村における耐震改修促進計画が規定されたことを根拠に「戸田市建築物耐震改修促進計画」が平成20年3月に策定された。

その後、平成25年11月25日にも法の改正がおこなわれ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために、耐震性能が明らかでない多数の者が利用する大規模な建築物についての耐震診断の義務付け等が規定された。

さらに、国土交通省が設置した専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」では、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%とする目標を定めた。

本計画は、市内の住宅や建築物の耐震性の向上を図ることにより、震災から市民の生命と財産を守ることを目的に、国や県の耐震改修促進計画や戸田市地域防災計画等との整合を図り、耐震診断や耐震改修等を計画的かつ継続的に行うため「戸田市建築物耐震改修促進計画」を部分改定し、引続き住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化に努めるものである。

図1 計画の位置づけ



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和7年度までとする。

なお、総務省統計局で5年ごとに実施される「住宅・土地統計調査」の調査結果を基に計画に対する実績等の進捗状況を検証するものとする。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であるため、本計画の目標年次である令和7年度以降も引き続き、耐震化を促進することとする。

## 3. 計画の対象

本計画では、市全域の「住宅」及び表1に掲げる「多数の者が利用する建築物」を対象とする。

表1 多数の者が利用する建築物

法 第14条	用 途	多数の者が利用する建築物の規模 要件
第1号	1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	2 体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運 動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4 病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5 劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6 集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7 展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8 卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10 ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12 事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに 類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15 幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16 博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17 遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18 公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービ ス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除 く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため の施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な 建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1. 市の地震履歴

市における主な地震は以下のとおりとなっている。

過去にさかのぼると、1923年（大正12年）の関東大震災では本市でも多くの家屋が災害に遭っている。

最近では、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、市内において最大震度5強を記録し、多くの建築物の損壊が発生し、首都圏の交通網の麻痺による帰宅困難者の発生や、福島第一原子力発電所の被災に伴う計画停電や放射性物質の飛散等の連鎖的被害も発生した。

表2 主な地震による戸田市域の被害履歴

発生年	地震名	震源 (M)	被害
弘仁9年 (818年)		関東北部 M7.5以上	武蔵国など6か国に地震、多数の百姓圧死。
慶安2年 (1649年)	慶安武蔵地震	川越近辺 M7.0	武蔵・下野地方において大きな被害が発生。
元禄16年 (1703年)	元禄地震	相模湾 M7.9~ 8.2	小田原での被害が甚大で、東海道は川崎から小田原まで全滅状態。江戸周辺でも被害は大きく、蕨において震度5を記録。
安政2年 (1855年)	安政江戸地震	江戸 M6.9± 0.1	江戸下町で被害が大きかった。市内における被害の詳細は不明だが、震度5~6と予想される。
大正12年 (1923年)	関東地震	相模湾 M7.9	市内の被害は、住宅の全潰142戸、半潰148戸、破損763戸、非住宅の全潰153棟、半潰137棟、破損800棟、死者3人、負傷者4人。震度は5~6。
昭和6年 (1931年)	西埼玉地震	M6.9	埼玉県では死傷者125人、住宅の全潰63戸、半潰123戸、市内では震度4~5。
昭和43年 (1968年)	埼玉県中部	M6.1	東京で負傷6名、家屋一部破損15件、非住宅破損1件、栃木で負傷1名。
平成元年 (1989年)	茨城県南西部	M5.6	熊谷で震度3、負傷者2名、火災2件、塀、壁、車、窓ガラス等破損。
平成17年 10月16日 (2005年)	茨城県南部	M5.1	戸田市震度4。住宅設備一部破損1件、エレベーター閉じこめ1件。
平成23年 3月11日 (2011年)	東北地方 太平洋沖	M9.0	戸田市内震度5強。負傷（軽傷）7名、建物損壊等101件、エレベーター閉じこめ数件。
平成27年 5月30日 (2015年)	小笠原諸島 西方沖	M8.1	戸田市震度4。ライフライン被害1件、家庭用水道にごり水発生6件、排水溝の水漏れ1件。

出典：戸田市地域防災計画

## 2. 市における地震被害の想定

市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震として、埼玉県により平成24年度及び平成25年度に実施された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「埼玉県地震被害想定」という。）では、3つの海溝型地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震）と2つの活断層型地震（関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）による5つの地震が想定されている。

これらの想定地震のうち、市内に最も大きな被害を及ぼす地震としては、東京湾北部地震が挙げられ、市内の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると予想される。

埼玉県地震被害想定では、これら5つの地震による市内での建築物の被害について以下のように想定している。

表3 建物被害の予測（揺れ、液状化及び火災の発生による）

（単位：棟）

建物被害	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
全壊	1,109	138	73	57	0
半壊	2,609	427	318	255	23
火災焼失	18	0	0	0	0

出典：戸田市地域防災計画

## 3. 建築物の耐震化の現状と目標

### （1）住宅の耐震化の現状と目標

平成30年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した住宅の耐震化の現状は、住宅総数64,690戸のうち耐震性のある住宅が61,825戸で、耐震化率は95.6%となっており、埼玉県建築物耐震改修促進計画（以下「県耐震改修促進計画」という。）に記載されている県内の住宅の耐震化率の92.9%に比べて高い状況となっている。

本市においては、国が目標として定めた住宅の耐震化率95%を達成しているが、耐震性が不十分な住宅について、引続き住宅の耐震化を促進していく。

#### 住宅の耐震化率の現状

平成30年住宅・土地統計調査 95.6%（調査に基づく推計値）

#### 住宅の耐震化率の目標

目標値 96.0%（令和7年度、埼玉県目標値+1.0%）

表4 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
	d	e (= a+d)	f (= (c+d)/e)			
平成15年 10月1日 現在	10,184	7,049	3,135	39,466	49,650	85.8%
平成20年 10月1日 現在	7,851	5,139	2,712	47,659	55,510	90.7%
平成25年 10月1日 現在	8,234	4,113	4,121	54,396	62,630	93.4%
平成30年 10月1日 現在	6,084	2,865	3,219	58,606	64,690	95.6%

出典：建築住宅課データ

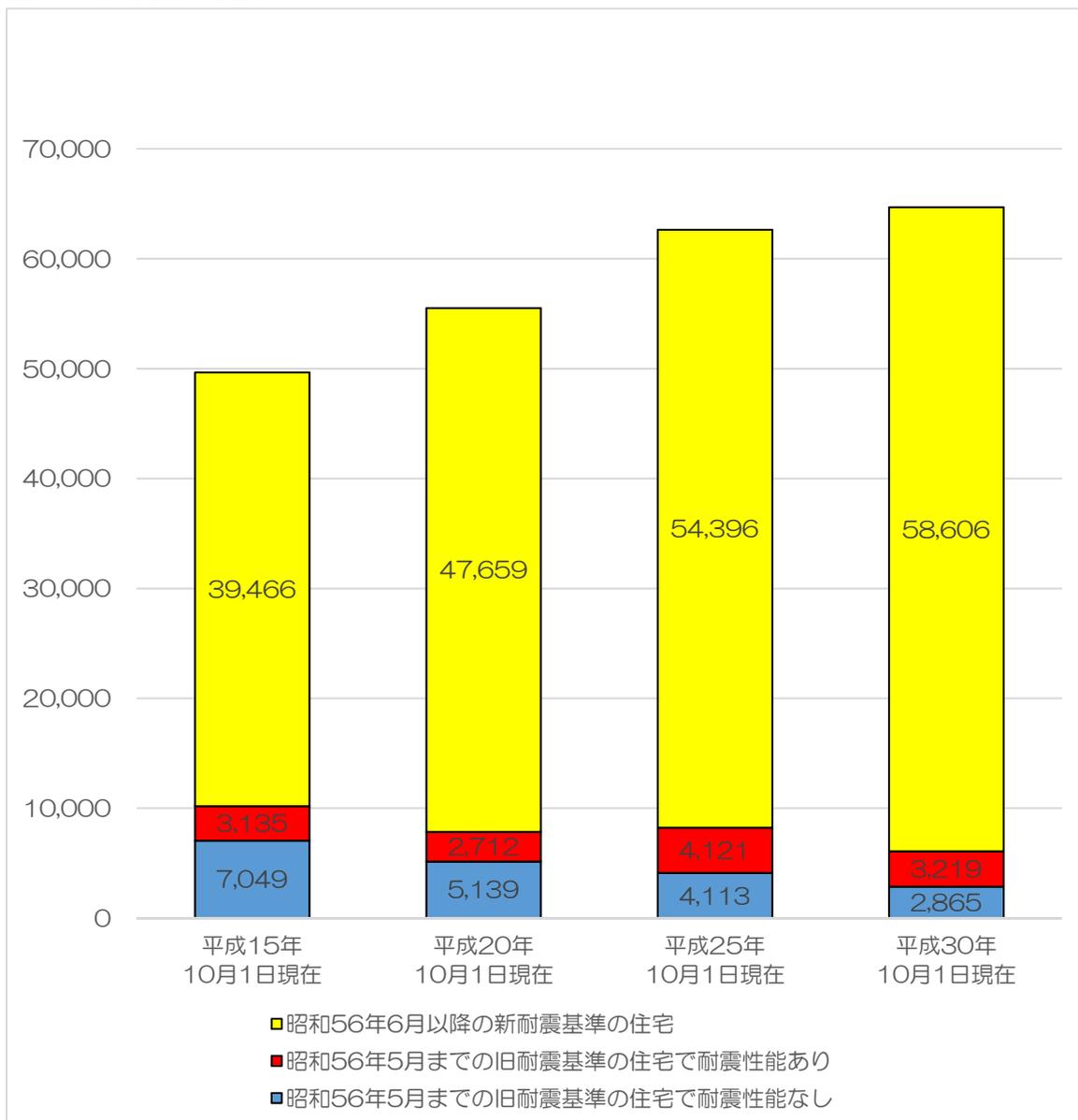
※ 「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）

本市における住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査の結果を基に推計している。

推計にあたっては、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工した住宅に適用された耐震基準）の住宅で、もともと耐震壁が多い又は耐震改修工事をおこなった等の理由により、現行の耐震基準を有する住宅が一定数あるとの推計の上で算定している。

しかしながら、旧耐震基準の住宅が現行の耐震基準を有しているかどうかは耐震診断を行わなければ分からないことであるため、耐震診断によりその安全性の確認を行うことが望まれる。

図2 耐震化の推移



出典：戸田市建築住宅課データ

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標について、市有及び民間建築物ごとにまとめたものを以下に示す。

ア 多数の者が利用する市有建築物の現状

多数の者が利用する市有建築物の耐震診断及び耐震改修は、平成26年度にすべて完了しているため、耐震化率は100%となっている。

なお、県耐震改修促進計画に記載されている市町村有建築物の耐震化率の目標は100%となっている。

表5 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状

令和6年3月現在 (単位:棟)

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	30	0	30	10	40	100
病院・診療所	0	0	0	1	1	100
劇場・集会場等	4	0	4	2	6	100
賃貸共同住宅等	2	0	2	5	7	100
社会福祉施設等	2	0	2	8	10	100
消防庁舎	0	0	0	1	1	100
その他一般庁舎	1	0	1	1	2	100
その他	2	0	2	1	3	100
計	41	0	41	29	70	100

出典: 戸田市建築住宅課データ

イ 多数の者が利用する民間建築物の現状と目標

市における多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は県データから算出したところ99.1%となるため、県耐震改修促進計画に記載されている令和元年度末の県内の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の94.0%に比べて高い結果となっている。

そのため、本市においては、耐震性が不十分な対象建築物の目標値「おおむね解消」に近づいているが、引き続き全ての建築物の耐震化のために県と連携して、耐震化を促進していく。

### 第3 建築物の耐震化の基本的な方針

#### 1. 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

平成30年住宅・土地統計調査の推計による市内の住宅の耐震化率は、95.6%となっており、その内訳は戸建て住宅が87.1%、共同住宅等が97.3%となっている。共同住宅等については比較的高い水準にあるものの、戸建て住宅については、まだ、十分とは言えない状態にある。

住宅の耐震化を積極的に進めることは大切なことであるが、住宅については、所有者等の防災に対する意識の問題や耐震化の費用の問題など、耐震化を積極的に進めることに対して、それを妨げる要因が多く存在するのも現実である。

このような状況を踏まえ、市は所有者に対し、住宅の耐震化の継続的な推進のため、耐震化に係る費用の一部補助や耐震に関する情報提供を行うとともに耐震化の重要性についての普及・啓発活動を積極的に行うものとする。

#### 2 多数の者が利用する市有建築物

平成28年4月に発生した熊本地震は、避難所の耐震化の重要性を再認識させられた出来事であった。

市が所有する建築物は、災害が発生した場合、学校は避難所等として活用され、病院は負傷者の治療が、庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、応急活動の拠点として活用される。

また、本市においては、市有建築物本体の耐震診断及び耐震改修について、平成26年度にすべて完了しているが、大規模空間の天井等の非構造部材やエレベーターの耐震化などの大規模地震に備えた安全対策（改修含む）については、国の基準等に基づき促進していく。

非構造部材である大規模空間の天井の内、床から天井までの高さが6mを超え、かつ、その面積が200㎡を超えるものを建築基準法では「特定天井」と定義している。

特定天井及び特定天井に準じるものについては優先的に耐震化を促進する。

表6 市有建築物の特定天井等

平成28年11月30日現在

No	建築物名称	対象室名
1	小・中学校	大規模空間
2	文化会館	ホール
3		エントランスホール
4	新曽福祉センター	ホール
5	笹目コミュニティーセンター	多目的ホール
6		ホワイエ
7	福祉保健センター	エントランスホール
8	本庁舎	エントランスホール (一部3階天井を含む)

出典：戸田市資産管理課データ

※ 小・中学校の天井については、平成25年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」に基づき、特定天井に加え、床から天井までの高さが6mを超え、またはその面積が200㎡を超えるものを特定天井に準じるものとして耐震化を促進する。

※※本庁舎は天井高さ6m超の吹き抜けエントランスホールの天井面の面積が200㎡未満であるが、天井が一体となる部分の面積が200㎡を超えるため、特定天井に準じるものとして耐震化を促進する。

### 3. 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定される。このため、県は、民間建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに非構造部材やエレベーターの耐震化等が図られるよう積極的に取り組んでいる。市は情報提供等により県と連携を図る。

## 第4 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市は、県耐震改修促進計画に即して、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組み、また、県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震診断及び耐震改修に取り組んでいる。

住宅及び多数の者が利用する民間建築物の所有者等に対する、耐震診断及び耐震改修の支援については、国や県の施策と連動し、適切な役割分担及び連携の下に取り組むこととする。

また、必要に応じ、法に基づく指導や建築基準法に基づく命令等を効果的に活用する。

#### 耐震診断及び耐震改修に係る支援

市は、次の支援を行い、必要に応じて国や県と連携する。

- ・耐震診断、耐震改修及び耐震シェルター設置費用に対する補助金の交付
- ・市民に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識並びに本市の補助制度についての情報提供（ホームページ、窓口パンフレット、広報掲載、まちづくり出前講座及び個別訪問等）
- ・耐震診断・住宅相談窓口（リフォーム）の周知
- ・その他の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

#### (1) 助成制度の活用

国では、「住宅・建築物耐震改修等事業」、「地域住宅交付金」、「まちづくり交付金」などの耐震診断及び耐震改修に関する助成制度を創設している。

県では、平成27年度に改定した県耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を創設している。

市では、平成17年度より「戸田市既存住宅耐震診断・改修補助金交付事業」を創設し、平成27年度には、耐震改修に対しての補助金額の拡充や補助対象に耐震シェルターの設置を加える改正を行った。

市は、住宅の耐震性の向上や災害に強いまちづくりを推進する上で、個人への助成の充実に努めるとともに、国や県の補助制度を効果的に活用し、災害に

強いまちづくりを目指すこととする。

(2) 融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、市は、これらの制度の活用促進を図る。

- ・独立行政法人住宅金融支援機構：「リフォーム融資」「マンション共用部分リフォーム融資」
- ・県の主導による県内3金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉懸信用金庫）による耐震化融資制度

(3) 税制に関する措置の活用

耐震改修等について、次のような税制措置がとられている。

- ・耐震改修にかかる費用の住宅ローン減税（1％等）
- ・耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制  
住 宅：所得税額の特別控除（10％等）  
固定資産税の減額（1／2）
- ・新耐震基準に適合する中古住宅を購入する際のローン減税

3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要がある。

市においては、耐震診断及び耐震改修を図るための相談窓口を設けており、安心して耐震改修を実施できるようにするための情報提供の充実を図ることとする。

県において、住宅リフォームの手引きを作成していることから、この活用を図る。

4. 地震時の安全対策に係る取組み

市では、ブロック塀の取壊しを対象とした生け垣等設置奨励金制度を実施しており、引き続き実施していく。

- ・戸田市生け垣等設置奨励補助金
- ・地区計画区域内生け垣設置補助金

さらに、市は、県と連携し、地震時の安全対策に係る次の取組みを行う。

- ・ブロック塀及び看板等の安全点検及び改修指導
- ・ガラス及び天井の落下防止のための安全対策に関する情報提供
- ・エレベーターの閉じこめ防止のための日常点検に関する情報提供

## 5. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の把握

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物にあっては、地震発生後、二次的災害を起こし、被害を大きくすることが考えられる。

そのため、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の台帳を作成し、可能な限り最新のデータに更新することで、これらの建築物に関する状況を把握し、安全性の確保に努める。

## 6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路等避難所に通ずる道路等がある。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって、道路の機能が妨げられることがないように、県指定道路などの重要な道路に接する建築物から優先的に、建物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努める。

## 第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1. ハザードブックの周知

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性等を記載した「戸田市ハザードブック」を防災に関する目安として、引き続き市民への周知を図る。

### 2. 情報提供の充実及び相談体制の整備

市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けており、引き続き情報提供を実施する。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施する。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・耐震化の重要性
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や費用等
- ・ブロック塀の除去・緑化助成
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・耐震リフォーム融資制度
- ・その他の地震対策情報

### 3. パンフレットなどの作成・配布

市は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について記載したパンフレットを作成・配布し、市民への周知を図る。

また、耐震診断及び耐震改修に関する補助制度についても、引き続き広報等を通じて、市民への周知を図る。

### 4. リフォームに合わせた耐震改修の誘導

市は、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、これらの工事と同時に耐震改修の実施を促進する。

### 5. 自主防災会等との連携

平常時の防災訓練や危険箇所の改善等の点検活動など、自主防災活動は重要である。市民の自主的な活動は、地震発生時の適切な対応にも効果を発揮する。

そのため、市ではこれらの活動を支援するとともに自主防災会等と連携し、耐震診断を受けるよう、働きかけを行う。

## 第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

### 1. 関係団体等による協議会の活用

市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

### 2. 被災建築物応急危険度判定士の体制

市は、市内在住の被災建築物応急危険度判定士を中心に、平成24年度より戸田市被災建築物応急危険度判定士ネットワークを組織している。

余震等による建築物の倒壊、または部材の落下等によって生じる二次災害の防止や市民の安全の確保を図るため、震災後、市内の被災建築物に対する応急危険度判定活動が速やかに実施できる体制を整えており、震災発生時には、参集に応じていただいた地元の判定士に応急危険度判定を行っていただく。

また、市は、応急危険度判定の実施に必要な資材等の備蓄を進めた結果、令和4年度に備蓄を完了した。

### 3. その他

#### (1) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険の加入率は、令和5年度の加入率が全国平均で約35.1%、埼玉県の加入率が33.7%という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要がある。

このため、市は県と連携し、地震保険の加入促進に資する情報提供や普及啓発に努める。

#### (2) 多数の者が利用する建築物のデータの作成

市は、所管する多数の者が利用する建築物の耐震性能を把握するため、台帳を作成し、可能な限り最新のデータに更新する。

資料一 1 特定耐震既存不適格建築物

法第14条	用途番号	用途	特定既存不適格建築物の規模要件	指示対象となる特定耐震既存不適格建築物の規模要件
第1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上 *一般公共の用に供されるもの
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 *詳細は資料一3を参照	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律

## 資料－２

用途区分	用途番号
学校	1・15
病院・診療所	4
劇場・集会場等	5・6・17
店舗	9・19
ホテル・旅館等	10
賃貸住宅等	11
社会福祉施設等	13・14
消防庁舎	—
その他一般庁舎	—
その他	上記以外

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律

## 資料－３

### 法第 14 条第 2 号

【特定耐震既存不適格建築物となる危険物の数量一覧】

i) 特定耐震既存不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定耐震既存不適格建築物の要件

床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く。)(温度が 0 度で圧力が 1 気圧の状態における数量)	2 万 m <sup>3</sup>
⑥圧縮ガス(温度が 0 度で圧力が 1 気圧の状態における数量)	20 万 m <sup>3</sup>
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20t 劇物 200t

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120kg。